

東地申第1号

11月5日 第1回交渉—その5

「JR東労組東京地本第35回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ

田町運転区で発生した不当労働行為について

組合 会社の認識と見解を求める。

会社 事実確認をしたが、色々とコミュニケーションを取っているが、そういうことで話しているのではない。組合を辞めろと話している訳でないとしている。

組合 言われている管理者が悩んでいるのは事実だ。

会社 副区長から聞いている。

事実関係を問えば、そのような意思ではない、会社の回答に誠実な姿勢が見られない!

新宿運輸区で発生した安全を脅かす不当労働行為について

組合 乗務中に副区長が脱退勧奨を行っていたことに対して、会社の認識と見解を求める。

会社 添乗中の話の中で、将来の考えを聞いたが「組合を辞めろ」と不当労働行為の意思があつて行った話ではない。

組合 将来について考えた時に「組合を辞めろ」となれば問題だ。

会社 仮定の話はできない。また、区長の言動について指摘をもらったが、これは管理者ミーティングで色々と話したとも聞いていて、不当労働行為を行う意思を持った話しではない。

**乗務中の乗務員に対する脱退勧奨が明らかに!
鉄道の安全を脅かし企業の信用を失墜するものだ!**

大田運輸区の助役による人権侵害の言動について

組合 大田運輸区の助役の言動は、明らかに不当労働行為であり、コンプライアンス・職場規律上、問題だ。

会社 やり取りはあつたが、一言一句は把握していない。不当労働行為を行う意思があつて話した内容ではない。

組合 会社として問題があるか、ないかで答えるべきだ。

会社 指摘があつたことは受け止める。会社として管理者本人から「不当労働行為を行う意思はなかった」と聞いている。一言一句に答えるつもりはない。

組合 意思がなければ何でもやっつけていい訳でない。もう1回やっているのが現実だ。

会社 誤解を与えるようなことはするなと指導している。

組合 会社は「誤解を与えるようなことはするな」と言うが、ぶり返している。支社に止めていただきたいと言っても、大田運輸区の助役は止めない。会社の指導を聞かないということであり、どのように解決していくのか明確にするべきだ。

会社 組合から不当労働行為の指摘があつた。認識は違うが注意喚起をしていく。会社としてコンプライアンス、職場規律をしっかりとやっていく。

組合 「資金源」「金を落としているのか」の発言は、社員のことを言うのか。その理由があるはずだ。きちんと回答するべきだ。

会社 指摘があつたので、職場規律を乱したり、コンプライアンス違反のないようにやっていく。

不当労働行為は直ちに止めるべきだ!

会社 意見のくい違いはあるが、指摘されたことは受け止め、不当労働行為がないようにやっていく。

組合 会社は「職場規律上、コンプライアンス上も問題ない」と主張するが、明らかな不当労働行為である。

**会社の問題ないという姿勢は認めることはできない!
乗務員に恫喝を行う管理者を放置している支社の問題として指摘する!**

5点の具体的事実に基づいて議論したが認識は深まらず!

その6へつづく